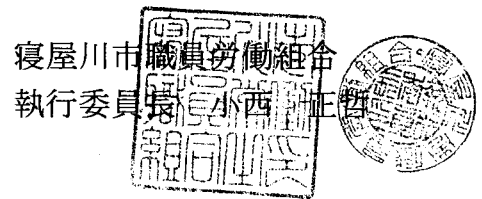


寝屋川市職労第 3 号
2016年11月 8日

寝屋川市長
北川 法夫 様



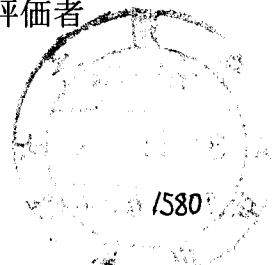
秋季年末闘争重点要求書

市職労は11月8日、第1回中央委員会を開催し、2016年秋季年末闘争にあたり、重点要求として下記の項目を決定しました。

交渉にあたり、市当局の誠意ある回答を強く求めます。

記

1. 憲法と地方自治を守り、職員の賃金・労働条件については、総務省・府市町村課による、地方自治の前提を無視した介入・干渉を排除し、労使合意と地方自治の原則に沿って交渉で決定すること。
2. 2016年人事院勧告に基づく引き上げは直ちに実施するとともに生活改善措置を講ずること。配偶者にかかる扶養手当削減は行わないこと。
3. 主任・主査制度については、制度を維持するとともに、職務・職責に応じた制度運用を行うこと。
4. 地域手当について、地域の生活実態や経済的同一性を踏まえ、16%とすること。
5. 市職労秋季アンケートによる年末一時金3.6ヶ月+5万円を支給すること。
6. 係長の管理職手当額を超える分の時間外勤務手当、休日手当を支給すること。
7. 年末一時金は、期末手当に一本化し、12月10日までに支給すること。
8. 誰でも4級・40万円に到達する賃金制度を確立すること。
9. 特に賃金の低い青年層に配慮すること。
10. いわゆる技能職員や技能職からの職種変更職員の前歴換算について、正規職員と同率にすること。
11. 職場実態や人材育成の観点から、職種バランスを鑑み、実態に見合った採用を行うこと。
12. 人事評価制度について、給与制度への反映はやめること。係長を評価者から除外すること。



13. 任期付短時間職員・再任用職員について、人事評価制度の対象から除外すること。

任期付短時間勤務職員について

14. 任期付短時間職員の結婚休暇など正規職員同様の休暇制度を整備すること。
15. 任期付短時間職員の賃金の経年加算を拡充すること。
16. 任期付短時間職員の賃金について、正規職員の引き上げを鑑み、引き上げることに。

再任用職員について

17. 定年退職者の再任用について、希望する職員全員を任用すること。
18. フルタイム再任用職員の賃金に引き上げを行うこと。5級以上での任用を行うこと。
19. フルタイム再任用職員の一時金を、正規職員と同月数とすること。

非常勤職員・アルバイト職員について

20. 非常勤職員に一時金を支給すること。
21. 非常勤職員・アルバイト職員の休暇制度を拡充すること。夏季休暇・病欠休暇を新設すること。
22. アルバイト職員の賃金を、時給1000円以上に引き上げ、改善を行うこと。

その他

23. 健康管理に対する意識啓発を図り、職員の健康対策の充実を図ること。また、労働安全衛生活動の推進にかかる職員体制を強化すること。
24. パワーハラスメントの指針を作成すること。
25. 心の健康法やメンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。
26. 子の看護休暇取得に際し、経済的負担軽減の観点から、病院の領収書等の提出で取得できるようにすること。